

令和5年1月30日

北広島市長 上野正三様

北広島市国民健康保険運営協議会

会長 川島光



北広島市国民健康保険税について（答申）

令和4年12月1日付け北広保険第373号により諮問のありました標記の件について、本協議会は、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税率について

国民健康保険の都道府県化以降、国民健康保険税の税率にあっては、北海道から示される国民健康保険事業納付金及び標準保険料率を基に算定し、その結果により、適宜税率の改定を行っているところである。

改定については、北海道の統一方針である「北海道国民健康保険運営方針」に基づき、市町村間の負担の公平化を推進するものであり、国保財政の健全な運営を行う観点からは必要とされるものと思慮する。令和5年度の税率算定においては、その算定経過に誤謬はなく、コロナ禍において、被保険者所得の低迷が続いていることや近年の物価高騰などを鑑み、税率の改定を行わないという結果については妥当であるものと判断する。

国保事業の運営にあたっては、引き続き、北海道とともに医療費適正化等に取り組むと同時に、更なる市民の健康保持・増進を図るため、保健事業の実施の一層の推進に努められたい。

なお、次年度以降の保険税の改定にあたっても、加入者の急激な負担増を避けるべく、引き続き、軽減措置を講ずる等の配慮を求めるものである。

また、国保の安定的かつ持続可能な運営のため、国庫負担割合の引上げや、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化するよう、引き続き市長会を通して国に要望されたい。

- (1) 基礎分
- (2) 後期高齢者支援金等分
- (3) 介護納付金分

とともに、所得割税率・均等割税額・平等割税額は据え置くこととする。

## 2 国民健康保険税課税限度額について

原案どおり承認する。

- (1) 基礎分を 63 万円から 65 万円に改定する
- (2) 支援分を 19 万円から 20 万円に改定する